



各位

不動産投資信託証券発行者名 トップリート投 資 法 人
代 表 者 名 執行役員 天 野 弘 明
 (コード番号:8982)

資 産 運 用 会 社 名 トップリート・アセットマネジメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 遠 藤 晋 民
問 合 せ 先 取締役財務部長 村 田 耕 治

TEL. 03-3243-2181

トップリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 23 年 6 月 14 日開催の役員会におきまして、下記のとおり、規約変更及び役員選任に関し、平成 23 年 7 月 26 日に開催予定の本投資法人の第 4 回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の内容及び理由について

- (1) 租税特別措置法に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件について、今後の法令改正等により変更が生じた場合に当該要件を満たす態様での投資口の募集を行うことを新たな規約の変更をすることなく可能とするため、必要な字句の修正等を行うものであります。
- (2) 租税特別措置法が改正され、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の税率軽減に係る要件が変更されたことに伴い、必要な字句の修正等を行うものであります。
- (3) 近年の地球温暖化対策に関する取組みの高まりに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定割当量やその他の法令又は条例等に基づく類似の排出権等に対する投資を可能とするため、必要な字句の修正等を行うものであります。
- (4) 本投資法人が資産運用会社に支払う運用報酬につき、規約別紙3「資産運用会社に対する資産運用報酬」第1項において規定される運用報酬Ⅰの料率を、総資産額1,500億円超の部分につき年率0.2%に引き下げるため、必要な字句の修正等を行うものであります。
- (5) 上記の他、条文の整備、表現の変更及び明確化、字句の修正等を行うものであります。

(規約の変更の詳細については、添付の「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員1名及び監督役員2名は、平成23年7月31日をもって任期満了となりますので、平成23年7月26日に開催される本投資法人の投資主総会におきまして、執行役員1名及び監督役員2名の選任について、議案を提出いたします。

また、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名を選任いたします。

(1) 執行役員候補者

乗松 順平（新任）

(2) 監督役員候補者

栗林 康幸（重任）

常山 邦雄（重任）

(3) 補欠執行役員候補者

遠藤 晋民（重任）

村田 耕治（重任）

（役員選任の詳細については、添付の「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 投資主総会等の日程

平成23年6月14日 第4回投資主総会提出議案承認役員会

平成23年7月8日 第4回投資主総会招集ご通知の発送（予定）

平成23年7月26日 第4回投資主総会（予定）

<添付資料>

- ・参考資料 第4回投資主総会招集ご通知

以 上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.top-reit.co.jp/>

投資主各位

平成23年7月8日

東京都中央区日本橋一丁目13番1号日鐵日本橋ビル
ト ッ プ リ ー ト 投 資 法 人
執行役員 天 野 弘 明
(コード番号 8982)

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先の東日本大震災により被災されました皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成23年7月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成23年7月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所：東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館11階「シルバールーム」
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件

以上

【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【ご案内】

- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本通知を発出した日から投資主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.top-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は、投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定であります。
- ◎当日の開催場所であります東京會館は、午前9時からの開館となります。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 租税特別措置法に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件について、今後の法令改正等により変更が生じた場合に当該要件を満たす態様での投資口の募集を行うことを新たな規約の変更をすることなく可能とするため、必要な字句の修正等を行うものであります。
- (2) 租税特別措置法が改正され、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の税率軽減に係る要件が変更されたことに伴い、必要な字句の修正等を行うものであります。
- (3) 近年の地球温暖化対策に関する取組みの高まりに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定割当量やその他の法令又は条例等に基づく類似の排出権等に対する投資を可能とするため、必要な字句の修正等を行うものであります。
- (4) 本投資法人が資産運用会社に支払う運用報酬につき、規約別紙3「資産運用会社に対する資産運用報酬」第1項において規定される運用報酬Ⅰの料率を、総資産額1,500億円超の部分につき年率0.2%に引き下げるため、必要な字句の修正等を行うものであります。
- (5) 上記の他、条文の整備、表現の変更及び明確化、字句の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 規 約	変 更 案
第5条（発行可能投資口総口数等） 1. （記載省略） 2. 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。	第5条（発行可能投資口総口数等） 1. （現行どおり） 2. 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。 <u>なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）第67条の15（以下「投資法人の課税の特例」という。）に定める、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件について改正があった場合は、当該改正後の条項に沿って本項を読み替えるものとする。</u>
3. （記載省略）	3. （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
第13条（書面による議決権の行使） 1. 書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。 2. （記載省略）	第13条（書面による議決権の行使） 1. 書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令に定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。 2. （現行どおり）
第14条（電磁的方法による議決権の行使） 1. 本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができる。電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。 2. 前項の規定により、電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。	第14条（電磁的方法による議決権の行使） 1. 本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができる。電磁的方法による議決権の行使は、法令に定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令に定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。 2. 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
第17条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議長が議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。	第17条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。
第24条（決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	第24条（決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第26条（役員会規程） 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるものの他、役員会において定める役員会規程による。	第26条（役員会規程） 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるもののほか、役員会において定める役員会規程による。

現 行 規 約	変 更 案
第28条（会計監査人の任期） 1. （記載省略） 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。	第28条（会計監査人の任期） 1. （現行どおり） 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。
第29条（会計監査人の報酬の支払基準及び支払時期） （記載省略）	第29条（会計監査人の報酬の支払基準及び支払の時期） （現行どおり）
第32条（借入金及び投資法人債発行の限度額等） 1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（<u>租税特別措置法第67条の15（以下「投資法人の課税の特例」という。）に規定される機関投資家に限る。</u>）からの借入れに限るものとする。 2. 前項に係る借入れ及び投資法人債により<u>収受</u>した金銭の使途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等とする。ただし、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。 3. （記載省略） 4. （記載省略）	第32条（借入金及び投資法人債発行の限度額等） 1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（<u>投資法人の課税の特例に規定される機関投資家に限る。</u>）からの借入れに限るものとする。 2. 前項に係る借入れ及び投資法人債により<u>調達</u>した金銭の使途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等とする。ただし、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。 3. （現行どおり） 4. （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
第34条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 利益の分配 ① (記載省略) ② 分配金額は、原則として投資法人の課税の特例に規定される本投資法人の配当可能利益の金額（以下「配当可能利益の金額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして本投資法人が決定する金額とする。 なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。 (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の金額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、<u>金銭の分配金額が投資法人の課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u> (3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期<u>現在</u>の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。 (4) (記載省略) (5) (記載省略)	第34条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 利益の分配 ① (現行どおり) ② 分配金額は、原則として投資法人の課税の特例に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額 <u>（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下、本条において同じ。）</u>を超えて分配するものとして本投資法人が決定する金額とする。 なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。 (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、<u>分配金額が投資法人の課税の特例に規定される要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u> (3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。 (4) (現行どおり) (5) (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
第35条（消費税及び地方消費税） 本投資法人は、運用資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法上課税対象項目とされるもの（以下総称して「課税対象項目」という。）に課税される消費税及び地方消費税等を負担するものとし、その消費税及び地方消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。	第35条（消費税及び地方消費税） 本投資法人は、運用資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法（昭和63年法律第108号。その後の改正を含む。）及び地方税法（昭和25年法律第226号。その後の改正を含む。）上課税対象項目とされるもの（以下総称して「課税対象項目」という。）に課税される消費税及び地方消費税等を負担するものとし、その消費税及び地方消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。
第36条（資産運用会社に対する資産運用報酬） 本投資法人が資産運用会社に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、<u>本規約の一部を構成する別紙3に定めるとおりとする。</u>	第36条（資産運用会社に対する資産運用報酬） 本投資法人が資産運用会社に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、別紙3に定めるとおりとし、別紙3は、本規約の不可分な一部として、<u>本規約の末尾に添付され、本規約と一体をなすものとする。</u>
第37条（業務及び事務の委託） 1. (記載省略) 2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者に委託する。	第37条（業務及び事務の委託） 1. (現行どおり) 2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第117条に定める事務については第三者に委託する。
別 紙 1 資産運用の対象及び方針 資産運用の基本方針 (記載省略) 投資方針 1. (記載省略) 2. (記載省略) 3. 本投資法人は、特定不動産（不動産、不動産の賃借権、<u>地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。</u>）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。 4. (記載省略)	別 紙 1 資産運用の対象及び方針 資産運用の基本方針 (現行どおり) 投資方針 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 本投資法人は、特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の<u>所有権</u>、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする<u>ものとする。</u> 4. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲 1. ～ 4. (記載省略) 5. 本投資法人は、第2項乃至第4項に定める<u>特定資産</u>のほか、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、次の各号に掲げる資産に投資することがある。 (1) ～ (6) (記載省略) (7) 会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下「<u>会社法</u>」という。）に規定する持分会社の出資持分 (8) ～ (10) (記載省略) (新設) (新設) 投資制限 1. 本投資法人は、上記「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」第4項に掲げる<u>有価証券及び金銭債権</u>への投資による運用は、積極的に行うものではなく、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとする。 2. (記載省略)	資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲 1. ～ 4. (現行どおり) 5. 本投資法人は、第2項乃至第4項に定める資産のほか、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、次の各号に掲げる資産に投資することがある。 (1) ～ (6) (現行どおり) (7) 会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に規定する持分会社の出資持分 (8) ～ (10) (現行どおり) <u>(11) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</u> <u>6. 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、前各項の規定を適用する。</u> 投資制限 1. 本投資法人は、上記「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」第4項に掲げる<u>その他の特定資産（ただし、同項第14号に掲げるデリバティブ取引に係る権利を除く。）</u>への投資による運用は、積極的に行うものではなく、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとする。 2. (現行どおり)
別 紙 2 資産評価の方法、基準及び基準日 1. (記載省略) (1) ～ (7) (記載省略)	別 紙 2 資産評価の方法、基準及び基準日 1. (現行どおり) (1) ～ (7) (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
(8) デリバティブ取引に係る権利 ①～② (記載省略) ③ 上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。 (9)～(10) (記載省略) 2.～3. (記載省略)	(8) デリバティブ取引に係る権利 ①～② (現行どおり) ③ 上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに、<u>金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u> (9)～(10) (現行どおり) 2.～3. (現行どおり)
別 紙 3 資産運用会社に対する資産運用報酬 (記載省略) 1. 運用報酬 I (1) 本投資法人の直前の決算期の翌日から 3 か月目の末日までの期間（以下「計算期間 I」という。）及び計算期間 I の末日の翌日から決算期までの期間（以下「計算期間 II」という。）毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に<u>年率0.3%</u>を乗じた金額（1 年 365 日として当該計算期間の実日数により日割計算。1 円未満切捨て。）とする。 (2) (記載省略) (3) 「計算期間 II」における総資産額 「計算期間 I」における総資産額に、計算期間 I の期間中に本投資法人が運用資産を取得又は<u>処分</u>した場合には、取得した運用資産の取得価額の合計と<u>処分</u>した運用資産の直近の貸借対照表価額の合計の差額を加減した額。 (4) (記載省略)	別 紙 3 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり) 1. 運用報酬 I (1) 本投資法人の直前の決算期の翌日から 3 か月目の末日までの期間（以下「計算期間 I」という。）及び計算期間 I の末日の翌日から決算期までの期間（以下「計算期間 II」という。）毎に、<u>本項第 2 号又は第 3 号に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に以下の料率を乗じた金額（1 年 365 日として当該計算期間の実日数により日割計算。1 円未満切捨て。）とする。</u> ・<u>総資産額1,500億円以下の部分に対して、 年率0.3%</u> ・<u>総資産額1,500億円超の部分に対して、年率0.2%</u> (2) (現行どおり) (3) 「計算期間 II」における総資産額 「計算期間 I」における総資産額に、計算期間 I の期間中に本投資法人が運用資産を取得又は<u>譲渡</u>した場合には、取得した運用資産の取得価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）の合計と<u>譲渡</u>した運用資産の直近の貸借対照表価額の合計の差額を加減した額。 (4) (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
2. 運用報酬Ⅱ (1) 本投資法人の当該営業期間における経常キャッシュフロー（本投資法人の損益計算書における運用報酬Ⅱ控除前の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却額を加えて、特定資産の売却損益及び評価損益（特別損益の部に計上されるものを除く。）を差し引いた金額とする。）に5.0%を乗じた額（1円未満切捨て）とする。 (2) 当該報酬の支払時期は、当該営業期間に係る計算書類等の本投資法人の役員会での承認（投信法第129条第2項の書類に係る同法第131条第2項の承認を受けることをいう。以下同じ。）後1か月以内とする。 3. 運用報酬Ⅲ 本投資法人が不動産等を取得<u>若しくは譲渡</u>した場合、その取得価額<u>若しくは譲渡価額</u>に0.5%を乗じた金額を、取得又は譲渡の日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、<u>前記</u>の料率を上限とする範囲内で決定した料率とすることができる。	2. 運用報酬Ⅱ (1) 本投資法人の当該営業期間における経常キャッシュフロー（本投資法人の損益計算書における運用報酬Ⅱ控除前の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却額を加えて、特定資産の売却損益及び評価損益（特別損益の部に計上されるものを除く。）を差し引いた金額とする。）に5.0%を乗じた<u>金額</u>（1円未満切捨て）とする。 (2) 当該報酬の支払<u>の</u>時期は、当該営業期間に係る計算書類等の本投資法人の役員会での承認（投信法第129条第2項の書類に係る同法第131条第2項の承認を受けることをいう。以下同じ。）後1か月以内とする。 3. 運用報酬Ⅲ 本投資法人が不動産等を取得<u>又は譲渡</u>した場合、その取得価額<u>又は譲渡価額</u>（<u>ただし、消費税及び地方消費税並びに取得又は譲渡に伴う費用は除く。</u>）に0.5%を乗じた金額（<u>1円未満切捨て</u>）を、取得又は譲渡の日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、<u>上記</u>の料率を上限とする範囲内で決定した料率とすることができる。

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員天野弘明は、平成23年7月31日をもって任期満了となりますので、平成23年8月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、規約第20条第2項の規定により、選任される平成23年8月1日より2年間とします。

なお、本議案は、平成23年6月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	所有する本 投資法人の 投資口数
のり まつ 乗 松 順 平 (昭和23年7月17日)	昭和46年4月 住友信託銀行株式会社 入社 平成7年10月 同 横浜支店長 平成9年6月 同 東京営業第二部長 平成11年6月 同 業務推進部長 平成12年6月 同 執行役員業務推進部長 平成13年6月 同 取締役兼執行役員総務部長 平成15年6月 住信リース株式会社 常務取締役 平成18年6月 すみしん不動産株式会社 取締役社長 平成22年6月 住信振興株式会社 監査役(現任)	0口

注：上記候補者は、資産運用会社の利益相反取引規程に基づく利害関係者である住信振興株式会社（住友信託銀行株式会社の100%出資子会社）の監査役であります。

注：候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

補欠執行役員遠藤晋民及び村田耕治の両名の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員2名の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、遠藤晋民を第一順位、村田耕治を第二順位とします。

なお、本議案は、平成23年6月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

補欠執行役員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	所有する本投資法人の投資口数
1	遠藤 晋民 (昭和31年3月7日)	昭和53年4月 住友信託銀行株式会社 入社 平成13年10月 同 不動産営業部 次長 平成14年6月 同 不動産情報開発部 副部長 平成16年4月 同 不動産管理部長 平成18年4月 同 不動産情報開発部長 平成19年6月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 出向 取締役 平成19年7月 同 代表取締役社長（現任） 平成19年10月 本投資法人執行役員	0口
2	村田 耕治 (昭和33年6月26日)	昭和57年4月 神崎製紙株式会社 入社 平成7年6月 新王子製紙株式会社 財務部 調査役 平成8年10月 王子製紙株式会社 総務部管財室 平成12年6月 同 総務部 グループマネージャー 平成16年6月 同 経営管理本部財務部 グループマネージャー 平成19年6月 王子不動産株式会社 出向 平成19年6月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 出向 財務部長 平成19年7月 同 取締役財務部長（現任）	0口

注：上記候補者の遠藤晋民は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているトップリート・アセットマネジメント株式会社の代表取締役であり、村田耕治は同社の取締役であります。

注：上記を除き、各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員栗林康幸及び常山邦雄の両名は、平成23年7月31日をもって任期満了となりますので、あらためて平成23年8月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、規約第20条第2項の規定により、選任される平成23年8月1日より2年間とします。

監督役員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職	所有する本投資法人の投資口数
1	栗林 康 幸 (昭和37年12月14日)	平成4年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 由本・高後・森法律事務所所属弁護士 平成9年6月 米国ニューヨーク市クデール・ブラザーズ法律事務所アソシエイト弁護士 平成9年12月 米国ニューヨーク州弁護士登録（現在まで） 平成11年6月 栗林法律事務所（米国クデール・ブラザーズ法律事務所との特定共同事業）弁護士 平成12年12月 田中・高橋法律事務所所属弁護士 平成13年5月 ユーワパートナーズ法律事務所パートナー弁護士 平成15年2月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士（現任） 平成17年10月 本投資法人監督役員（現任）	0口
2	常 山 邦 雄 (昭和22年11月5日)	昭和48年10月 辻監査法人（合併して、旧みすず監査法人）勤務 昭和55年9月 武蔵監査法人（合併して、現新日本有限責任監査法人）勤務 昭和57年3月 常山公認会計士事務所開業 常山公認会計士事務所所長（現任） 昭和63年4月 常山邦雄税理士事務所開業 常山邦雄税理士事務所所長（現任） 平成17年10月 本投資法人監督役員（現任）	0口

注：各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考事項

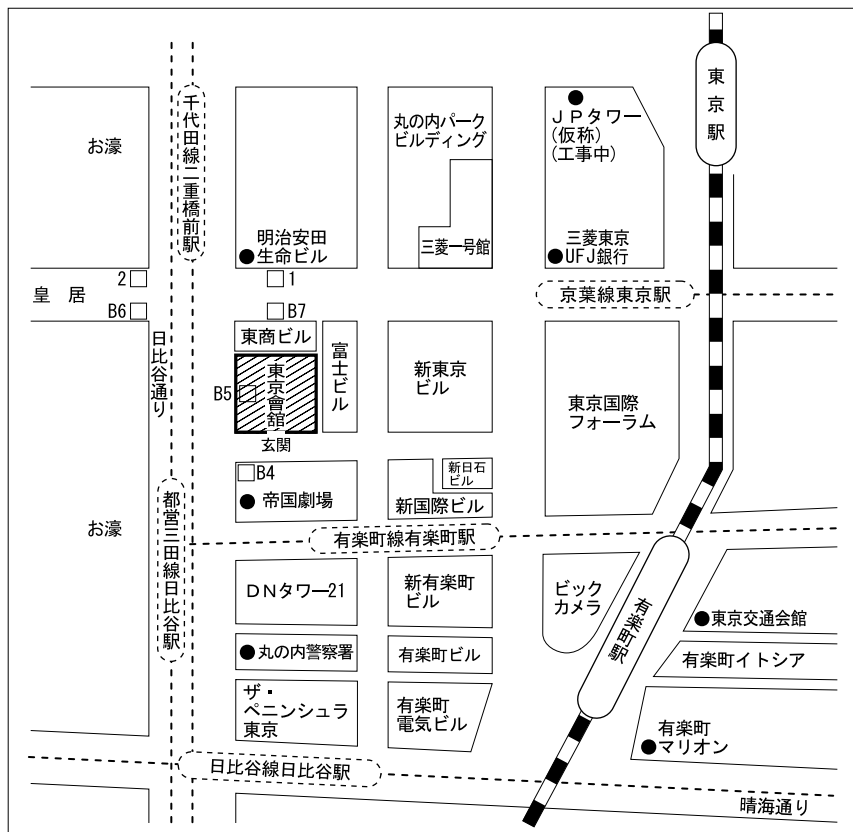
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の規約第15条第1項に規定する「みなし賛成」の定めは適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以上

[illegible]

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
 東京會館 11階「シルバールーム」
 電話 03-3215-2111（大代表）



交通のご案内

- ・ JR 東京駅 丸の内南口より徒歩10分
 京葉線東京駅 出口6より徒歩5分
 有楽町駅 国際フォーラム側口より徒歩5分
 - ・ 地下鉄 東京メトロ千代田線 二重橋前駅
 東京メトロ有楽町線 有楽町駅
 東京メトロ日比谷線 日比谷駅
 都営三田線 日比谷駅
- } 地下連絡B4・B5出口